

小牧市告示第 2 4 号

景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、景観計画を定めたので、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 3 日

小牧市長 山 下 史守朗

- 1 景観計画の名称
小牧市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
小牧市全域
- 3 効力が発生する日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 縦覧場所
小牧市役所都市政策部都市計画課